

西澤敬二 殿 / SOMPO 役員 殿

〒****-**** 東京都〇〇〇区〇〇〇 3-20-9

記

平成30年9月19日11時50分及び平成30年10月11日17時9分に書面(配達証明郵便)が当方の自宅に許可なく配達されました(この報復措置として必要に応じて西澤敬二氏の自宅に配達人をして訪問配達させていただきます)。本書の受け取りは当方と貴方の関係性において(何度も通告の通りの)不利益が発生し、また意に添わないため開封せずに返却処分とさせていただきますので悪しからずご了承下さい。

本件において先の判決は貴方の意図した通り、原告及び被告に、金銭の支払い及び受け取りを指示(強制)するものではありません。従って、貴方の自由意志での発言、行動について、当方の同意しない、且つ不利益になる一方的な対応、解釈は今後も法的にも絶対に認めませんし、当然、それらの制約も受けません。

また、損害金額も明に確定しておりません。確定したのは損害が存在することの認定により貴方が悪質且つ意図的な個人情報の違法な漏えいをした事実のみです。また、前回お送り頂いた書面には(貴会社として必須である)個人情報取り扱いに関する記載が無い(違法書面であると判断される。以前に坂井眞弁護士から受け取った利用停止を依頼する文書において一見して適法に見えるものの、貴方の(状況)主張と一致せず、結果として顧客を愚弄し意図して騙す目的の内容となっている)為、記入は法的に出来かねる状況であり、返信は差し控えさせていただきます。現時点での当方の意思は貴社の総会にて西澤敬二殿に伝えた通りです。

併せて、当方は既に本件についての法人格組織を設立しており、貴社の漏えいについての一連の違法行為を全世界に向けてのWEBサイト広報(各国語に翻訳)にてメジャーな各検索エンジン(Google、Bing、Yahoo!、ソーシャルサイト等)に登録し上位ヒットの為のSEO対策を専門業者に依頼中です。尚、当方の事情ですがSEO対策は時間の掛かる作業ですので、発信は10~11月頃になる見込みですので予めお知らせ致します。

今回または前回、送付された書面の意図は不明ですが、もし、示談を意図したものであれば、署名捺印を伴う法的効力があり、合意の上での正式な示談書を作成して頂いた上での解決をお願い致します。弁護士らとは取引致しません。また、自作自演の五月雨(連絡)攻撃(嫌がらせ)は固くお断り致します。

思い返すに、貴方の準備書面による陳述には真実と相違し誤った記載が多々あり、未だに回答も無く解決しておりません事も付記させていただきます。嘘を訂正しない合意があるのでしょうか。証拠が無ければ、平然と非難し、嘘の主張をし、挙句に全否定する、弁護士の嫌がらせ常套手段にはもうウンザリです。故意に漏えいし、騙し、放置し、無意味な裁判による2年以上にも及ぶ非難と引き回しの苦痛、ストレス、その他の損害の保証について何ら責任を果たしておりません。これ以上の騙すに等しい法的戦略(坂井眞弁護士からも何度も受け